

区画整理の手順

区画整理は、次の手順で進められます。

1 基本構想の策定

- まちの将来像を区画整理によりどのように実現するかを計画しました。

2 都市計画の決定

- 事業の種類、名称、施行区域等の内容を平成13年3月30日に都市計画決定しています。

3 施行規程の決定

- 市の条例で定めています。

4 事業計画(当初)の決定

- 平成13年12月10日に事業計画の決定をしています。

5 土地区画整理審議会の設置

- 関係者の皆さんの中から選ばれた代表及び学識経験者により構成されます。



6 換地設計案の作成

- 新しく定められる土地(換地)の位置などの設計案を作成します。

7 仮換地の指定

- 将来、換地として定められる予定の土地の位置、範囲を指定します。



8 工事の実施

- 宅地造成や道路工事を行います。



9 町界・町名の整理

- 新しいまちにあわせて町界、町名、地番を整理します。



10 換地計画の縦覧

- 換地を最終的に定めるため、その計画を関係者の皆さんに縦覧及び説明します。



11 換地計画の決定

- 換地計画に関する縦覧手続き後、換地計画を決定します。

12 換地処分

- 換地計画に基づいて、関係者の皆さんへ換地や清算金を通知します。

13 土地等の登記

- 新しい土地にあわせて、土地の所在・面積などを施行者(市)で登記します。

14 清算金の徴収・交付

- 清算金の徴収・交付を行います。

事業の終了

発行
問い合わせ先

〒860-0821 熊本市中央区本山2丁目9-51

熊本市熊本駅周辺整備事務所

TEL 096-323-8188(直通)

FAX 096-323-8052